

大学において実業に関する学科を専攻した者等が取得する方法（別表第5）

(1) 基礎資格及び修得単位数

免許状の種類		基礎資格	基礎資格となる免許状を取得した後、大学において修得することを必要とする最低単位数
高等学校において、 看護実習、 家庭実習、 情報実習、 農業実習、 工業実習、 商業実習、 水産実習、 福祉実習 又は 商船実習 を担任する教諭	専修免許状	受けようとする実習に係る高等学校教諭一種免許状取得後、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において、当該実習を担任する教員として3年以上良好な成績で勤務したこと	15 ※2
	一種免許状	イ 大学においてそれぞれの実習に係る実業に関する学科を専攻して、学士の学位を有し、1年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること ※1	—
		ロ それぞれの免許状に係る臨時免許状取得後、3年以上高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において当該実習を担任する教員として良好な成績で勤務したこと	10 ※3

〔別表第5〕

※1 「学士の学位」には、専門職大学院を卒業したことにより授与される学位又は大学院への入学を認められた場合を含む。

〔別表第5備考第1号の2、施行規則第68条の2〕

※2 大学院又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において、「大学が独自に設定する科目」から任意に修得すること。

〔施行規則第16条第1項、別表第3備考第4号〕

※3 10単位の内訳は、(2)の表によること。

〔施行規則第16条第2項〕

◇ 在職年数には、休職、長期間にわたる休業及び休暇等の期間は含まない。

〔施行規則第70条〕

(2) 別表第5 高等学校教諭一種免許状口の最低修得単位数 10 単位の内訳

教科に関する専門的事項に関する科目	免許法施行規則第5条第1項表に掲げる免許教科に応じた教科に関する専門的事項に関する科目のうち、2分の1以上又は2以上の科目について、それぞれ1単位以上（受けようとする免許状の教科の種類に応じて、看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉又は商船の例にならうものとする。）※1	5単位以上
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	5単位以上
	各教科の指導法に関する科目	2単位以上
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	1単位以上

実習助手が、実習教科の教諭の免許状を取得する方法（法附則第9項）

(1) 基礎資格及び最低修得単位数

免許状の種類	基礎資格	基礎資格を取得したのち、実習を担当する教諭の職務を助ける職員として良好な成績で勤務した最低在職年数※1	基礎資格を取得したのち、大学において修得することを必要とする最低単位数
高等学校において 看護実習 家庭実習 情報実習 農業実習 工業実習 商業実習 水産実習 福祉実習 又は 商船実習 を担当する教諭 の一種免許状	イ 大学においてそれぞれの実習に係る実業に関する学科を専攻し、短期大学士の学位を有すること又はこれと同等以上の資格を有すること	3	10 ※2
	ロ 高等専門学校においてそれぞれの実習に係る実業に関する学科を専攻し、学校教育法第121条に定める準学士の称号を有すること	3	
	ハ 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）においてそれぞれの実習に係る実業に関する学科を修めて卒業すること又はこれと同等以上の資格を有すること	6	
	ニ 9年以上それぞれの実習に関する実地の経験を有すること ※3	3	

〔法附則第9項〕

※1 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の実習助手として、良好な成績で勤務した期間であること。

※2 10単位の内訳は、次の(2)の最低修得単位数の内訳の表のとおりとする。

※3 小学校から最終学校を卒業(修了)するまでの修業年限の合計が9年に不足する場合は、9年に不足する年数に2を乗じ得た年数を9年に加えた年数以上と読み替える。

〔法附則第9項表備考第4項〕

◇ 在職年数には、休職、長期間にわたる休業及び休暇等の期間は含まない。

〔施行規則第70条〕

(2) 最低修得単位数の内訳

教科に関する専門的事項に関する科目	免許法施行規則第5条第1項表に掲げる免許教科に応じた教科に関する専門的事項に関する科目のうち、2分の1以上又は2以上の科目について、それぞれ1単位以上(受けようとする免許状の教科の種類に応じて、看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉又は商船の例にならうものとする。)	5単位以上
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目	2単位以上
	各教科の指導法に関する科目	1単位以上
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	1単位以上